

半田市在宅ねたきり高齢者理髪サービス事業実施要綱

（目的）

第1条 この事業は、理容店に出向くことが困難なねたきり高齢者に対して、理容師が高齢者宅を訪問し理髪サービスを実施し、当該対象者の福祉の向上を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 対象者は、本市に居住している者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）在宅でねたきりのため、理容店に出向くことが困難な65歳以上の高齢者であって、要介護認定4若しくは5を受けているもの又はこれに準ずる状態であるもの。ただし、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならない。

ア 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を滞納していないこと。ただし、適切な納付誓約の提出があり、確実な納付が見込まれると判断される場合は、この限りではない。

イ 家族による支援が受けられないこと。

- （2）その他市長が必要と認めた者

（申請方法）

第3条 理髪サービスを受けようとする者は、半田市在宅ねたきり高齢者理髪サービス事業利用申請書（様式第1）を市長に申請しなければならない。

（決定通知）

第4条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、その適否を決定するとともに、その旨をねたきり高齢者理髪サービス券交付決定（却下）通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を受けた者に対し、3月につき1枚（年間4枚を限度とする。）の理髪サービス券を交付するものとする。

（実施方法）

第5条 市は、市内理容店と委託契約を結び、契約理容店が対象者から要請を受け、対象者宅を訪問し理髪を行うものとする。

（費用）

第6条 利用者は、利用者負担金として1回4,000円を理容店へ直接支払うものとする。

（利用券の返還）

第7条 受給者が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに利用券を返還しなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 本市に住所を有しなくなったとき。
- (3) 施設入所したとき。
- (4) 不正使用をしたとき。
- (5) 有効期限が経過したとき。
- (6) その他受給資格者でなくなったとき。
- (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1（第3条関係）

半田市在宅ねたきり高齢者理髪サービス事業利用申請書

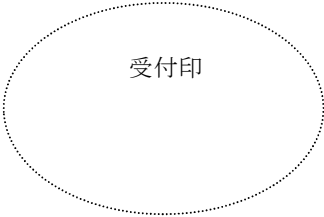
半田市長 様

利用者	氏名		生 年 日 月 日	年 月 日（ 歳）
	住所	〒 ー 半田市	電 話 番 号	ー
本人の生活状態・環境について		【本人の生活状態・環境】		

私は、上記のとおり、在宅ねたきり高齢者理髪サービス事業の利用を申請します。

また、利用にあたり私の住民登録状況、介護保険の認定に係る調査内容及び市が申請時等において取得した利用者等の個人情報について、関係機関等に提供することに同意します。

関係機関等 半田市地域包括支援センター、介護サービス提供事業所、半田市障がい者相談支援センター、医療機関、行政機関及びその他関係機関



年 月 日

利用者氏名

様式第2（第4条関係）

年 月 日

様

半田市長

印

ねたきり高齢者理髪サービス券交付決定（却下）通知書

年 月 日に申請のありました、理髪サービス券の交付につきましては、下記の通り決定（却下）します。

記

決定	交付枚数	枚 No. ～ No.
	利用できる期間	交付の日から、 年 月 日まで
却下	理由	